

記

- 1 日時 令和7年9月19日(金曜日) 9時30分～10時00分
- 2 場所 人事委員室 (Web会議併用)
- 3 出席者 委員長 西出 智幸、委員 小西 華子
事務局長以下6名

4 議案等

【議案】

- 第31号 令和7年給与報告・勧告の概要について
- 第32号 条例の改正に関する意見について (回答)
- 第33号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について
- 第34号 職員の休暇に関する規則の一部改正について
- 第35号 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について
- 第36号 職務に専念する義務の特例に関する規則の施行について必要な事項に関する協議について (回答)
- 第37号 職員の給与に関する条例に基づく市規則の一部改正に関する協議について (回答)
[職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則]
[教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則]
- 第38号 人事委員会の勧告に関する要請書に対する回答について (市労組連)

5 議事要旨

出席委員は2名であるが、地方公務員法第11条第2項の要件が満たされていると判断し、会議を開催することとした。

・議案第31号について

令和7年給与報告・勧告の概要について、事務局より説明し、審議の結果、承認することに決定。

・議案第32号について

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、市会議長より令和7年9月18日付け市会第146号にて照会のあった条例案について、事務局より改正の内容について説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定。

・ **議案第 33 号について**

職員の退職管理に関する規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、改正案どおり改正し、公布することに決定。

・ **議案第 34 号について**

職員の休暇に関する規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定するとともに、条例の議決を停止条件として議決することに決定。

・ **議案第 35 号について**

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定するとともに、条例の議決を停止条件として議決することに決定。

・ **議案第 36 号について**

職務に専念する義務の特例に関する規則の施行について必要な事項に関する協議について、事務局より説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定するとともに、条例の議決及び大阪市長からの照会文書受領を停止条件として議決することに決定。なお、当該照会文書については規則改正文言の最終整理中であり、前回の委員会で報告した改正趣旨と同旨であることを受領時に確認の上、回答することに決定。

・ **議案第 37 号について**

職員の給与に関する条例に基づく市規則の一部改正に関する協議について、事務局より説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定するとともに、条例の議決を停止条件として議決することに決定。

・ **議案第 38 号について**

人事委員会の勧告に関する要請書に対する回答について（市労組連）、事務局より説明し、審議の結果、回答内容を決定。